

仕様書

1 案件名称

大正区まちづくりビジョン策定支援等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大正区では、区のめざすべき将来像や施策展開の方向性を明らかにするため、「大正区将来ビジョン 2029」（計画期間：2026年度～2029年度）を策定し、目標の実現に向けて各種施策を推進している。

大正区ではこれまで、まちづくりにおいて、区北部（大正駅周辺）に偏っている賑わいエリアを、区の中中部や南部へ展開していくことが重要と考え、区の中中部にある千島公園や昭和山で様々なイベントを実施するなど、地域活性化につながる活動を推進してきた。

少しずつ賑わいが広がりつつあるものの、今後も大幅な人口増は見込めず、将来を見据えてまちづくりを進めるためには、中長期的な視点でまちの将来像を定め、その具体化に向けた施策・事業を戦略的に展開していく必要がある。

そのため、将来ビジョンの別冊として、概ね20～30年先の大正区のマチの姿を見据えた、今後のまちづくりの方向性を示す「大正区まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）」を策定し、区全体のエリア価値の向上や地域特性を踏まえた魅力創出の促進をめざす。また、本ビジョンの推進にあたっては空き家・空き店舗、公共空間など既にある資源を活かし、地域や事業者と一緒に、できることから少しずつ取り組みを積み重ねていく「エリアリノベーション」を基本的な進め方とする。こうした取組を通じて、「行ってみたい」、「住んでみたい」、「関わってみたい」と思えるきっかけを増やし、賑わいの広がりや、まちの魅力・価値の向上につなげていく。

本業務は、「まちづくりビジョン」の策定にあたって、上記目的を踏まえて大正区の現状と課題等を整理・分析し、めざすべきまちの将来像やまちづくりの取組の方向性等について具体的な検討を行ったうえでビジョンとして取りまとめるとともに、関連する情報の収集・整理、資料作成、提案等の業務を行うものである。

(参考)

・大正区将来ビジョン 2029

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/category/3195-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

次に示すとおり。なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。また、業務に係る最新の事例、情報等の収集に努めるとともに、関連する資料を提示するなど、業務精度の向上、正しい情報の反映に努め、実効性の高い具体的な提案を示すこと。

ア 大正区の現状分析と課題整理

- ・大正区の現状を的確に把握するために発注者から提供する資料に加えて、人口、産業、観光、福祉、治安、地価等の必要となるデータ・情報の種類、収集方法を提案すること。併せて、各種データ・情報を収集・整理し、現状分析を行ったうえで課題を抽出・整理すること。
- ・現状分析、課題整理は、大正区全体及び区内の4エリア（北部・中部・南部・鶴町地域）のそれぞれ実施すること。
- ・4エリアの範囲は、別紙のとおりとすること。
- ・現状分析はSWOT分析及びその他の手法により、まちの強み・弱み、課題等を明確にすること。
- ・大正区の現状分析、課題整理した内容について資料を作成し、発注者へ説明すること。
- ・使用データは出典・基準日を記載すること。
- ・「マップナビおおさか」等の地図情報を利用する場合、当該システムの利用規約及び関係法令（測量法等）を遵守すること。

イ まちづくりビジョンの策定に関する支援

- ・大正区全体、及び区内の4エリア（北部・中部・南部・鶴町地域）ごとのまちづくりの将来像、取組の方向性の検討、提案を行うこと。
- ・必要があれば有識者、民間事業者、住民等から意見を聴取すること。
- ・発注者との協議を行い、発注者が提示する修正内容を反映し、見やすくわかりやすい構成や記載内容となるように工夫したうえで、まちづくりビジョンの本編・概要版をそれぞれ作成すること。

【本編・概要版の仕様】

- ・本編：A4、製本、図表を含む。章立ては発注者と協議し確定する（目安：現状/課題、将来像、方針、エリア別、推進・ロードマップ、指標、参考資料）。
- ・概要版：A3、要点、将来像、方針等が一目で分かる構成とする。

【参考】想定スケジュール

- ・令和8年9月…まちづくりビジョン（骨子）について区政会議で説明
- ・令和8年12月…まちづくりビジョン（素案）について区政会議で説明
- ・令和8年12月～令和9年1月…パブリックコメントを実施
- ・令和9年2月…まちづくりビジョン（案）について区政会議で説明
- ・令和9年3月…まちづくりビジョン完成

ウ 会議等の資料の作成

- ・当区における検討会議（区政会議を含む4回を想定）、パブリックコメントの実施等に必要資料を作成すること。

エ 業務打合せ

- ・契約後、速やかに本業務にかかるスケジュール及び調査、データ収集、報告方法等について打合せを行うこと。

- ・月に1回程度、進捗状況の確認、まちづくりビジョン記載内容等について打合せを行うこと。

オ 報告書の作成

- ・本業務着手から終了までの記録、検討経過、検討結果をまとめた報告書を作成すること。

カ 鶴浜地区（本市売却予定地）の活用案に関する助言

- ・発注者が作成する、鶴浜地区（鶴町地域内）に所在する本市売却予定地の活用案について、まちづくりビジョンの将来像及び取組の方向性との整合性が確保されるよう、発注者との協議に基づき、専門的見地から助言を行うこと。

（4）業務報告書等の提出

ア 業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 1部
- ・実施計画書及び工程表 1部
- ・業務責任者通知書 1部

業務着手通知書及び業務責任者通知書は契約締結後速やかに、業務計画書及び工程表は契約締結後14日（休日等除く）以内に発注者に提出すること。

イ 業務の実施中に提出する書類

- ・まちづくりビジョン（本編、概要版。作成途中のもの） 電子データ一式（随時）
- ・当区における検討会議等の資料 電子データ一式（提出時期は各会議開催の45日前を基本として発注者が指示する。）
- ・貸与品借用書・返納書 1部（必要に応じて随時）
- ・業務に関する打ち合わせ議事録 1部（随時）
日時・場所・参加者・内容等について記録を作成して提出すること。

ウ 業務完了時に提出する書類

- ・業務完了通知書 1部
- ・業務報告書 1部
- ・まちづくりビジョン（A4判製本） 2部
- ・まちづくりビジョン概要版（A3） 2部
- ・上記の電子データ（CD-R等） 一式
- ・その他、業務によって得られたデータ等の資料 一式

エ その他

- ・Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。
- ・外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。
- ・提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、電子媒体の

表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記すること。

- ・成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

（５）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

（６）発注者から提供する資料

「鶴浜地区住民説明会（令和６年度実施）」並びにこれまでの区政会議での意見データ及び発注者において収集した大正区に関する次のデータを提供する。

- ・人口（平成７年～令和７年推移及び増減率、年齢層別、男女別、将来人口）
- ・世帯数（平成７年～令和７年推移及び増減率）
- ・小中学校の状況（学年別学級数、児童・生徒数、平成２３年～令和７年推移）
- ・商店街（一覧、位置図）
- ・災害状況（ハザードマップ、津波避難ビル、避難場所位置図）
- ・事業所数（１９６０年～２０２１年推移、産業分類別）
- ・規制、開発計画（地区計画・用途地域・未利用地の図）

→地図情報サイトマップナビ大阪を参照

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>

- ・生活利便施設（市営住宅、公園、病院・福祉施設、史跡名所等）

→マップナビおおさかオープンデータ一覧を参照

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000250227.html>

３ 再委託について

- （１）業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- （２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- （３）受注者は、（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- （４）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、（３）に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定

したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

4 権利処理

文書・資料作成の際に新規に制作した著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定めるものを含む。）は発注者に譲渡されるものとし、受注者が権利を有する著作物については、受注者より利用許諾が得られるものとする。また、第三者が権利を有する著作物については、受注者が文書・資料作成にかかわるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約締結の手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担するものとする。

なお、著作物の許諾の範囲は以下のとおり。

- ・受注者より受領した著作物を、発注者が複製のうえ配布すること。
- ・発注者が文書・資料を収録した電子媒体を配布すること。
- ・発注者が文書・資料を WEB 上に公開し配布すること。
- ・発注者が会議等において文書・資料を用いて発表すること。また、それらを用いて作成した資料を配布すること。
- ・文書、資料を用いた会議風景等を撮影した映像・写真を WEB 上に公開すること。
- ・発注者が認めた機関の展示施設で閲覧に供すること。
- ・発注者が認めた機関が所有するサーバーに文書・資料を配布し、当該機関が WEB 上に公開・再配布を行うことを許諾すること。

5 その他

- (1) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修等の実施状況について業務完了報告書提出時に併せて報告すること。
- (2) 本契約の履行に際して、「大阪市暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例施行規則」に基づき、「暴力団等の排除に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (3) 本契約の履行に際して「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の趣旨を踏まえ、「公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書」を遵守すること。

- (4) 本契約の履行に際して、「不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」を遵守すること。
- (5) 本契約の履行に際して、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (6) その他、委託業務遂行中に疑義が生じたときは、速やかに発注者に連絡し指示を受けること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大正区役所総務課(庶務)）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大正区役所総務課(庶務)）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大正区役所総務課（庶務）（連絡先：06-4394-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

4エリアの範囲

